

食品安全委員会（第817回会合）議事概要

日 時：令和3年5月25日（火） 14：00～14：53
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長外5名出席
動画配信：一般17名

- (1) 令和3年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）

→厚生労働省から報告

本件については、厚生労働省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

- (2) 令和3年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）

→農林水産省から報告

本件については、農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

- (3) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のゲンチアナバイオレット試験法及び酢酸トレンボロン試験法の追加

→厚生労働省から説明

本件については、管理手法の適正化のため、新たに開発された試験法の追加及び試験法に関する規定を整備するものであることから、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。

との審議結果となり、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬5品目

ブロフラニリド
1-ナフタレン酢酸
シアントラニリプロール
フェンピロキシメート
ペンシクロン

- ・農薬及び動物用医薬品 2 品目
エトキサゾール
ペルメトリン

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明

農薬「ブロフラニリド」については、平成21年10月8日付けの委員会決定の1の(1)の規定の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当することから、同規定に基づき、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当する。

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

農薬「1-ナフタレン酢酸」、「シアントラニリプロール」並びに農薬及び動物用医薬品「エトキサゾール」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

農薬「フェンピロキシメート」、「ペンシクロン」並びに農薬及び動物用医薬品「ペルメトリン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、「フェンピロキシメート」については農薬第二専門調査会において、農薬「ペンシクロン」並びに農薬及び動物用医薬品「ペルメトリン」については農薬第五専門調査会において、それぞれ審議することとなった。

- ・動物用医薬品 3 品目

エトキサゾールを有効成分とする牛の皮膚投与剤（ダニレス）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤（インプロバック）
プラジクアンテルを有効成分とするくろまぐろを含むすずき目魚類用飼料添加剤（水産用ベネサール、ハダクリーン）

→農林水産省及び担当の吉田（緑）委員から説明

本件については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等
DHA産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ (NS-B50027-4)

→農林水産省から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 3 品目
DHA産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ (NS-B50027-4)
JPAo007株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ
JPAo008株を利用して生産されたアミノペプチダーゼ

→厚生労働省から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「ウニコナゾールP」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、「ウニコナゾールPの許容一日摂取量 (ADI) を0.02 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量 (ARfD) を1 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量 (ARfD) を0.05 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

(6) その他

- ・ 農薬評価書「ホスチアゼート」の誤記の修正について

→事務局から報告